

事 務 連 絡
平成 25 年 10 月 11 日

各都道府県（政令市）衛生主管部（局）長 御中

厚生労働省医政局指導課長

医療施設における防火・防災安全体制の徹底及び点検について

本日未明、福岡県福岡市博多区の有床診療所において火災が発生し、多数の入院患者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

あらためて、医療施設における防火・防災安全対策に関して、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に基づく防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火・防災安全対策に万全を期すよう、管内の医療施設に対して周知徹底をお願いします。

また、医療施設における防火・防災対策に関しては、「医療施設における防火・防災対策要綱の制定について」（昭和 63 年 2 月 6 日 健政発第 56 号）が発出されているところですので、対策に当たっての参考としてください。

なお、当該要綱については、必要な整理等を行った上で来週中を目途に発出することを予定している旨を申し添えます。

【照会先】

医政局 指導課

医療監視専門官 加藤

都竹（つづく）

電話 03-3595-2194

FAX 03-3503-8562